

2015 年 1 月 22 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 364 号 ）

工業情報化部、 電信付加価値業務の外資比率制限を 上海自由貿易区において一部緩和

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

工業情報化部は、2015 年 1 月 13 日付で『中国（上海）自由貿易試験区におけるオンラインデータ処理と取引処理業務（経営類電子商取引）の外資持分比率制限の開放に関する通告』（以下『通告』という）を公布しました。中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）において EC プラットホームの構築等を含む「オンラインデータ処理と取引処理（経営類電子商取引）業務の外資比率制限を廃止し、外商独資企業の設立を認めることを明らかにしました。」

□ 外資比率制限を撤廃

外商投資による電信付加価値業務¹は、『外商投資電信企業管理規定』（国务院 534 号令）により、出資比率が 50% 以下に制限されています。『外商投資産業指導目録（2011 年修訂）』（国家発展改革委員会、商務部令第 12 号）も、「電信付加価値業務（外資比率 50% 以下）」を制限類に収録しています²。

工業情報化部と上海市人民政府は 2014 年 1 月 6 日、『中国（上海）自由貿易試験区における付加価値電信業務のさらなる対外開放に関する意見』（工信部聯通[2013]410 号）を公布。一部業務を除き、上海自由貿易区において外資に 50% 以上の出資を認めることを明らかにしました。これにより、上海自由貿易区における「オンラインデータ処理と取引処理（経営類電子商取引）」業務は外資比率が 55% まで認められています。

「オンラインデータ処理と 取引処理」業務の定義

データと取引・事務処理応用プラットフォームを利用し、通信ネットワークを通じてユーザーにオンラインデータ処理および取引・事務処理を提供するサービス。取引処理（銀行業務やチケット販売等）、電子データ交換業務（EDI）、ネットワーク・電子設備データ処理等を含む。

（『電信業務分類目録』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 電信付加価値業務とは、公共ネットワークインフラ施設を利用した電信・情報サービスの提供を指します。

² 国家発展改革委員会が 2014 年 11 月に発表した「外商投資産業指導目録」の意見募集稿は、「電信付加価値業務」の「外資比率 50% 以下」を維持しているものの、「電子商取引は除く」との但し書きを追加しています。

今回の『通告』は、この比率を 100%まで引き上げ、「オンラインデータ処理と取引処理（経営類電子商取引）」業務の外資比率制限を撤廃するものです。外商独資の電信付加価値サービス企業は、工業情報化部が 2014 年 4 月 15 日付で公布した『中国（上海）自由貿易試験区における外商投資電信付加価値業務経営試行管理弁法』（工信部通[2014]130 号）³が定める参入条件と手続方法に従って設立する必要があり、上海市通信管理局がその設立批准と監督管理を実施します。

＊

『通告』の詳細については、3 ページの日本語仮訳および 4 ページの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

³ 同弁法の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 320 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0325-XF-0105.pdf>

（日本語仮訳）

工業情報化部

中国（上海）自由貿易試験区におけるオンラインデータ処理と 取引処理業務（経営類電子商取引）の外資持分比率制限の開放に関する通告

中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）が開放で発展を促し、改革を促し、革新を促し、複製可能で、普及可能な経験を形成することを支持するため、第 18 期中央委員会第 3 回全体会議による電子商取引領域の外資参入制限の開放に関する要求および『国務院による中国（上海）自由貿易試験区における関連行政法規および国務院文書規定の行政審査・批准または参入特別管理措置の一時的な調整に関する決定』（国発[2013]51 号）の主旨に基づき、当部は試験区内でオンラインデータ処理と取引処理業務（経営類電子商取引）の外資持分比率制限を試行開放することを決定した。外資持分比率は 100%に至ることができる。

上海市通信管理局は『工業情報化部による「中国（上海）自由貿易試験区における外商投資電信付加価値業務経営試行管理弁法」の印刷・配布に関する通達』（工信部通[2014]130 号）および本通告の要求に基づき、この業務開放の試行業務を組織し、外資企業に対する誘導と監督管理を強化し、試行状況に対してモニタリングと評価を行い、定期的に関連状況を当部に報告すること。

本通告は、発布の日より執行する。

工業情報化部

2015 年 1 月 13 日

（中国語原文）

工业和信息化部

关于在中国（上海）自由贸易试验区放开在线数据处理与 交易处理业务（经营类电子商务）外资股权比例限制的通告

为支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）实现以开放促发展、促改革、促创新，形成可复制、可推广的经验，根据十八届三中全会关于放开电子商务领域外资准入限制的要求和《国务院关于在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整有关行政法规和国务院文件规定的行政审批或者准入特别管理措施的决定》（国发〔2013〕51号）精神，我部决定在试验区内试点放开在线数据处理与交易处理业务（经营类电子商务）的外资股权比例限制，外资股权比例可至100%。

上海市通信管理局要按照《工业和信息化部关于印发〈中国（上海）自由贸易试验区外商投资经营增值电信业务试点管理办法〉的通知》（工信部通〔2014〕130号）和本通告的要求，组织好此项业务开放的试点工作，加强对外资企业的引导与监管，对试点情况进行监测与评估，定期将有关情况报部。

本通告自发布之日起执行。

工业和信息化部
2015年1月13日